



2021年2月17日

かながわけんなんしふ

建交労神奈川県南支部

2021年春闘 No.3

2020年度推進ニュース⑩通算 207号

発行責任者 佐藤 章

## 神奈川県労働委員会が2.8に命令書交付 三昭運輸分会対策会議の声明を発表！

神奈川県労働委員会は2月8日、建交労神奈川県本部、県南支部及び三昭運輸分会が2017年12月20日に申立てた「不当労働行為救済申立事件」の命令書を交付しました。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の拡大によって審問が一時的に中断したとはいえ実に3年を超える長期にわたるたたかひを経た初審となりました。

命令の内容は、十分に納得できるものではありませんが、会社が、分会組合員に支払うべき2回の一時金を拒否した行為を「組合運営に対する支配介入であり不当労働行為」と認定して支払いを命じ、さらに、その行為を強く戒めて「10日間に及ぶポスト・ノーテイス」を命じる貴重な成果を勝ち取りました。

この命令は、全国の運動にも活用できるものです。そして、この成果は三昭運輸分会の仲間の頑張りに応じて力強い激励と支援をして頂いた全労連、建交労、神奈川労連はじめ全国の労働組合や民主団体などの総合力で勝ち取った到達点です。

この場をお借りして全国の仲間から感謝とお礼を申し上げます。

一方、命令書は会社の不誠実団交や団交拒否・組合事務所退去などの申立てを、除斥期間を理由に却下、または団体交渉の紛糾や会社の団体交渉拒否は分会の責任であるかのように描いて申立てを棄却しました。詳細は本日発表の別紙「声明」をご参照ください。

### 三昭運輸分会の県労委宛署名の最終到達点

組織名 署名種類	内外 液輸	福岡 運輸	田中 製菓	イワ サワ	中日 臨海	扶桑 運輸	三昭 運輸	ギオ ン	東進 産業	合同 分会	県南 支部	地方地 域 他組織	合計	集計日
三昭運輸分会 団体署名	3	1	1	2	1	1	14	1	1	3	1	635	664	1月25日
	3	1	1	2	1	1	14	1	1	3	1	816	845	2月5日
三昭運輸分会 個人署名	55	2	8	32	14	20	93	10	7	29	208	6406	6884	1月25日
	55	2	8	32	14	20	93	10	7	29	208	7741	8219	2月5日

三昭運輸分会の労働委員会宛署名は、昨年12月28日以降、今年2月5日までに団体181通、個人署名は1335筆が寄せられました。累計では、団体・個人ともに目標に大きく接近しました。この到達点は、昨年11月27日～12月4日まで全国の仲間から集中的に取り組んで頂いた「労働委員会に救済を求める緊急FAX」とともに命令書の貴重な成果に反映されたものと確信しています。

長期間にわたってご支援を頂きました全国の仲間に対して心からお礼を申し上げます。なお、神奈川県南支部は三昭運輸分会とともに、三昭運輸の健全な労使関係を実現するまで奮闘します。皆さまの引き続きのご支援をお願いします。

# 建交労三昭運輸分会争議の神労委命令に対する声明

2月8日、神奈川県労働委員会（以下、「神労委」という）は、建交労神奈川県本部、神奈川県南支部及び三昭運輸分会（以下、「組合または分会」という）が2017年12月20日に申立てた「神労委平成29年(不)第34号不当労働行為救済申立事件」の命令書を交付した。

命令書は、株式会社三昭運輸（以下、「会社」という）が、分会員に平成27年年末一時金及び、平成29年夏季一時金を支払わなかったことは、「組合の運営に対する支配介入と言わざるを得ず、労組法第7条3号の不当労働行為に当たる」と、会社を厳しく断罪した。

加えて命令書は、会社の不当労働行為を強く戒めて10日間のポスト・ノーティスを命じた。

一時金不支給に対する命令文は、「分会員に経済的に大きな打撃を与え、それにより分会員の間に動揺を招き、さらには分会の交渉力を弱め、分会の団結力や求心力が失われる事態を招来しかねないことについて会社は十分に予測できた。」と指摘し、「こうした会社の対応は、経済的な困窮を訴える分会員の期待を大きく裏切る行為と言えるし、これまでの分会との交渉を無意味なものにする行為であったと言わざるを得ない。」と断言し、「会社の本件一時金支払い拒否は、組合の運営に対する支配介入と言わざるを得ず、労組法第7条3号の不当労働行為に当たる」と結んでいる。

このように、会社の不当労働行為を詳細に明示した命令文は、分会員の経済的救済に止まらず、10日間に及ぶポスト・ノーティスによって会社の今後の対応に強く注意を促した。

この命令は、3年に及ぶ神労委闘争での特筆すべき成果である。この成果は分会の奮闘を支えた全労連、建交労、神奈川労連をはじめ、全国の地方・地域労連、産別組織、民主団体など、多くの仲間の協力と激励で勝ち取った到達点として高く評価される。

全国から寄せられた「神労委に早期救済命令を求める要請署名」は団体845、個人8219と目標の8割強に達し、神労委での審問には毎回多くの仲間の傍聴で分会を励まし会社を追い詰めた。

昨年末には、救済命令を求める緊急FAXが全国から神労委に集中され、さらに12月4日には会社の地元・寒川町で初のデモ行進を成功させるなど、会社を社会的に包囲する大衆運動と併せて神労委での闘争を大きく前進させてきた。

この場をお借りして、全国の仲間の激励と支援に対し心から感謝の意を表明する。

一方、命令書は不誠実団交や団交拒否、組合事務所退去などの申立については労組法27条2項の除斥期間を理由に却下し、あるいは団体交渉の紛糾や行き詰り、会社の団体交渉拒否などは分会に原因があるかのように描いて不当労働行為を認定せず申立を棄却した。

また、命令文は神労委での係争中に行われた組合事務所退去問題を含む和解協議や神労委立会いの団体交渉などで会社が悉く否定的な態度に終始し、神労委の努力も無にして和解や交渉を乱暴に決裂させた事実には触れることなく、会社の理不尽な行為を容認している。

さらには「社長を守る会」を標榜し、各地で労使紛争を惹起している竹内特定社会保険労務士（以下、「竹内社労士」という）及び竹内社労士事務所所属の川端行政書士が団体交渉に出席して以降、団体交渉を攪乱して労使関係を悪化させてきた事実を否定し、社労士等の発言が団体交渉を阻害した事実を否定した。しかし、この神労委の事実認定は、東京都社会保険労務士会が、所属会員の竹内社労士の「団体交渉における言動及び態様等は同会の会則に抵触する恐れがある」と、竹内社労士に「注意勧告」を行った対応とは大きく隔たる極めて不当な内容であり遺憾である。

私たちは、こうした神労委の不当な判断に対しては厳しく批判し強く意義を申し立てると同時に、三昭運輸の健全な労使関係を一日も早く確立するために引き続き奮闘する。

以上

2021年2月17日

建交労神奈川県南支部三昭運輸分会対策会議  
建交労神奈川県南支部三昭運輸分会対策会議弁護団